

長岡市監査公表第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、定期監査を長岡市監査基準に準拠して実施し、次のとおり監査の結果に関する報告を決定しましたので、同条第9項の規定により公表します。

令和3年7月7日

長岡市監査委員	阿部隆夫
同	篠田弘成
同	野本直樹
同	長谷川一作

1 監査の対象

市民協働推進部 人権・男女共同参画課

福祉保健部 福祉課（障害者基幹相談支援センターを含む。）

観光・交流部 国際交流課（国際交流センターを含む。）

教育委員会

教育部 中央図書館

2 監査の範囲

令和2年度の財務に関する事務その他の事務及び事業の執行状況

（委託料及び補助金については、令和元年度の執行分を含む。）

3 監査の期間

令和3年4月8日から4月21日まで

4 監査の実施内容

監査対象の事務事業が関係法令等に基づき適正かつ経済的、効率的及び効果的に執行されているかを、あらかじめ提出を求めた資料と関係諸帳簿類とを主体に照査検討するとともに、関係職員の説明を聴取し、その執行状況から主として財務に関する事務について監査しました。

5 監査の着眼点

監査の実施に当たっての主な着眼点は次のとおりです。

(1) 前回監査の結果に対する措置状況

是正改善の取組は適正か。

(2) 収入事務

収入事務に関する手続き及び時期は適正か。

ア 調定及び収入時期は適正か。

イ 領収証書及び現金出納簿の取扱いは適正か。

ウ 現金の管理は適正か。

(3) 支出事務

支出事務に関する手続き及び時期は適正か。

ア 支出負担行為及び支払時期は適正か。

イ 支出の特例による支払方法（前渡資金、概算払等）及び精算等の手続きは適正か。

ウ 検収確認は適正か。

(4) 契約事務

契約事務に関する手続き及び時期並びに履行確認は適正か。

ア 関係法令等に基づき処理されているか。

イ 随意契約の理由は適正か。

ウ 契約書に必要な条項が記載されているか。

エ 履行確認は適正か。

(5) 補助金交付事務

補助金の交付事務に関する手続き及び時期並びに事業実績の検査は適正か。

ア 要綱等に沿った事務処理となっているか。

イ 補助事業の実績は交付目的に適合しているか。

ウ 交付時期及び補助額は適正か。

(6) 財産管理事務

財産の管理は適正か。

6 監査の結果

監査の対象	監査の結果
<p>人権・男女共同参画課</p>	<p>《注意事項》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歳出執行伺の算出の基礎額と今回執行額の不一致について <p>歳出執行伺において、算出の基礎となる設計額と今回執行額が同額となるべきところ、異なる金額であるのに決裁しているもの</p> <p>上記の事項のほかは、おおむね適正に処理されていました。</p>
<p>福祉課</p>	<p>適正に処理されていました。</p>
<p>国際交流課</p>	<p>《注意事項》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・領収書の記載内容を訂正した領収書の発行について <p>書き損じた領収書は、訂正を行わず再発行すべきところ、記載内容を訂正した領収書を発行しているもの</p> <p>上記の事項のほかは、適正に処理されていました。</p>
<p>中央図書館</p>	<p>《注意事項》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・誤った日付の領収書の発行について <p>領収印の日付の確認を怠り、誤った日付の領収書を発行しているもの</p> <p>上記の事項のほかは、適正に処理されていました。</p>